

教育支援制度一覧(大学等進学)



子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、各種支援を実施しています。道や市町村によって、利用条件などが異なる場合があります。また、利用に当たり事前の申請が必要な場合も多くありますので、まずは、それぞれのお問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学に際し必要な経費と、授業料や通学定期代等の就学経費のための貸付を行います。

※所得制限があります。

対象 高校、大学、短大、専門学校

お問合せ お住まいの市町村社会福祉協議会



母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)

ひとり親家庭の子どもが大学等に就学するために必要な資金を貸し付けます。

対象 大学、短期大学、専修学校等

お問合せ 札幌市、旭川市、函館市にお住まいの方は市

上記以外の市町村にお住まいの方は所管振興局の社会福祉課



生活保護(進学準備給付金)

生活保護世帯で、高校等を卒業し大学等に進学する方へ、新生活立ち上げのための一時金を支給します。

対象 大学、専門学校

お問合せ 市にお住まいの方は市

町村にお住まいの方は所管振興局の社会福祉課



北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付金

・専修学校等進学奨励費補助金(アイヌ子弟)

道内に居住するアイヌの子弟で経済的な理由により大学等への就学が困難な方に対して必要な資金を貸与します。

対象 大学、短期大学、専修学校、各種学校

お問合せ 所管振興局の環境生活課



日本学生支援機構が行う奨学事業

○高等教育の修学支援新制度: 非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、授業料・入学金の減免と給付型奨学金を支給します。

○貸与型奨学金: 経済的理由により修学が困難な学生等に対し、奨学金を貸与します。

対象 大学等

お問合せ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金相談センター



北海道教育庁総務政策局教育政策課政策企画・教育計画係
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
TEL 011-231-4111(内線 35-416) 発行 令和6年(2024年)4月

